

～ 制度調査部情報 ～

2006年6月27日全3頁

歳出歳入一体改革と税制改革

制度調査部

吉井 一洋

消費税、所得課税と法人課税の論点

【要約】

2006年6月26日、政府・与党は、歳入・歳出一体改革案が公表された。改革案では、2011年度のプライマリー・バランスを黒字化するための不足額16.5兆円のうち、11.4兆円～14.3兆円を歳出削減で賄うこととしている。

歳入・歳出一体改革案では、増税については明記していないが、2011年より後の社会保障負担の増加などを考えれば、増税は必要であると思われる。

税制改革については、政府の税制調査会が9月に中期答申を公表する予定であり、自民党税制調査会でも検討しているところである。本レポートでは、税制改革に向けて検討されている主要な論点についてとりあげる。

「経済財政運営の基本方針(骨太の方針)2006」が7月に閣議決定される予定である。政府・与党はその中核となる歳入・歳入一体改革案を6月26日に決定した。改革案では2011年度のプライマリー・バランスを黒字化するために、不足する財源16.5兆円のうち、11.4兆円～14.3兆円を歳出削減で賄うこととしている。

Q1：今回の歳出・歳入一体改革案をどのように評価するか？

A：現在の危機的な財政事情を考えれば、今後、何らかの増税措置をとらざるをえない。しかし、安易に増税するのではなく、その前提として、政府が歳出を削減し無駄をなくす必要がある。今回、プライマリー・バランス黒字化のための財源の7割～9割弱を、歳出削減で賄うという目標を明確に示したことは評価できる。

Q2：残りの2～5兆円を、増税でカバーすることは明記されなかったようだが、そもそも増税は必要なのか？

A：プライマリー・バランスの黒字化は、財政健全化のまだ第一段階である。仮にその財源を歳出削減と自然増収で賄えたとしても、2011年度時点での国債の利払いを除いたフローの収支が改善するにすぎない。その後も続く社会保障負担の増加に対応し、国と地方合わせて800兆円に達する長期債務を削減するには、税制改革による歳入確保が必要であると思われる。ちなみに、今回示された2～5兆円の不足額だけをカバーするなら、消費税率を1～2%引き上げることになる。

Q3：歳入確保のための重要な手段として消費税があるが、どのような点が今後の議論のポイントとなるか？

A：まずは、消費税率の引上げの時期である。過去の与党の税制改正大綱では、2007 年度に消費税を含めた抜本的な改革を行なうこととされていた。しかし、2007 年 7 月に参議院選挙があることから、消費税率引上げが議論されるのは、2008 年度税制改正以後となる可能性が高くなっていく。もっとも、2009 年度までに基礎年金の国庫負担率が 3 分の 1 から 2 分の 1 に上がるので、財源確保のために、それまでには消費税率を引き上げるべきとの意見もある。

消費税率がどの程度引き上げられるのか、1～2%の引上げですむのかはわからない。一度の引上げですまない可能性もある。仮に税率が 2 桁となるならば、欧州諸国のように、食料品などの生活必需品に軽減税率を導入することが検討されると思われる。その場合は、仕入にかかった消費税額が過大に控除されることのないよう、税額を明記したインボイスの導入も議論されると思われる。

消費税率引上げへの国民の理解を得るために、消費税の税収を社会保障関係費に充当するという目的税化も議論されている。与党では目的税化を支持する意見が有力になりつつあるようである。

消費税の見直し

税率の引上げ：2008 年度税制改正で
論点 ・税率の水準
・・・軽減税率、インボイス等も
・目的税化（社会保障関連）

Q4：今後の税制改革の焦点として、消費税以外ではどのような項目が挙げられるか？

他の税制改革項目

- (1) 所得課税
中長期的課題：課税ベースの拡大
2008 年度改正まで・・・株式の 10%の軽減税率
子育て支援税制
- (2) 法人課税：減価償却費の見直し

A：中長期的な課題としては、所得課税の抜本的な見直しが挙げられる。定率減税の廃止は既に決定されているし、国から地方への税源移譲の一環として、個人住民税率を 10%に一本化し、これに合わせて所得税率を見直す改正も手当てされた。今後は、4 人に 1 人が非課税、納税者の 8 割が最低税率という状況を改善し、所得税の所得再分配機能を回復するための見直しが行われる。給与所得控除や各種の所得控除を縮小して課税ベースを拡大すること、税率の累進度、現在 10 種類ある所得の種類の見直しなどが課題となると思われる。これらの検討にはさらに 3～4 年の期間を要するであろう。

2008 年度税制改正までに手当てすべき問題として、株式の配当、譲渡益の軽減税率がある。現在の 10%の軽減税率は、2007 年度に適用期限を迎える。個人の個人金融資産に占める株式の割合は 7%未満とまだまだ低く、「貯蓄から投資」といった政策目的を実現するためには、軽減措置の継続が望まれるところである。

Q5：少子化対策も課題として挙げられているが、税制上の措置としてどのような措置が検討されるだろうか？

A：少子化対策のための税制上の措置として、3 つの案が検討されている。

1つ目は、扶養控除の拡大である。現在、納税者が扶養している子供・親などがいる場合は、原則として、扶養している親族1人あたり38万円の扶養控除が認められる。この控除額を引き上げようというものである。しかし、扶養控除には税率が高い者ほど減税効果が大きくなるという欠点がある。ニートやフリーターを扶養控除から除外するため、控除対象者に年齢制限を設け、それによる税収増を子育て支援の財源に回す案も出ている。

2つ目の税額控除方式は、一定額を所得からではなく、税額から控除する方式である。税額から直接控除するため、税率が異なる者の間でも減税効果には違いは出ない。しかし、そもそも納める税額がない納税者や控除額よりも税額が少ない納税者の場合にどうするかという問題がある。

3つ目は、課税単位を個人ではなく、家族単位に変更するというものである。家族全員の所得を合算し、それを家族の人数で割り、所得控除や税率を適用して税額を算出する。それに家族の人数をかけて納税額を決めるというものであり、N分N乗方式と呼ばれている。フランスで導入されているが、低所得者層や中所得者層では効果が期待できないといった問題点が指摘されている。

Q6：法人税ではどのような改正が検討される予定であるか？

A：法人税では、減価償却制度の見直しが検討されそうである。現在の法人税法では、減価償却資産は取得価額の95%までしか減価償却費を税務上損金に算入できないことになっている。これを主要先進国のように、100%損金算入できるようにするかが検討されるようである。併せて、減価償却費を計上する耐用年数の簡素化や短縮化なども検討課題として指摘されている。